

## 確定給付企業年金における監査結果等について

### 1 監査目的

確定給付企業年金に係る監査は、確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）及び企業年金基金（以下「基金」という。）の事業運営が確定給付企業年金法関係法令及び確定給付企業年金規約等に基づき適正に実施されているか個別かつ具体的に検証し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、適正かつ効率的に運営されるよう指導を行うことを目的に実施しています。

### 2 監査対象

厚生労働省年金局長から通知された監査実施要綱に基づき、当厚生局において毎年度実施計画を策定し、監査の対象となる事業主及び基金を選定しています。

監査の対象の選定にあたっては、「確定給付企業年金の実施」又は「前回の監査」から概ね3年を経過している事業主及び基金を対象とし、定期的に書面監査を実施しています。

また、書面監査の結果を踏まえ、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる事業主及び基金を対象とし、実地監査を実施しています。

### 3 監査内容

事業主については、適用状況、加入者に関する事項、給付に関する事項、掛金に関する事項、財務及び会計に関する状況、業務概況の周知状況、資産運用に関する事項、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する事項について、監査を実施しています。

また、基金については、上記に加え、代議員及び理事等に関する事項、福祉事業に関する事項について、監査を実施しています。

なお、当厚生局ホームページに書面監査における監査資料を掲載しています。

### 4 監査結果

監査時の指摘事項は、事業主及び基金から文書により「改善計画書」の提出を求め、必要な是正改善措置の内容確認を行っています。

なお、これまで実施してきた監査における主な指摘事項等は「別紙」のとおりですので、確定給付企業年金の事業運営の自主的な点検を行う際等にご活用ください。

## 確定給付企業年金の監査における主な指摘事項等

区分	指摘事項等
適用	○事業運営について、規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、実施すること。
加入者	○規約における加入除外者の規定について、現状に即してより明確に規定すること。 ○加入者原簿について、確定給付企業年金法施行規則第21条に基づき、必要事項を記載して備え付けること。 ○資格を喪失した加入者等に対する脱退一時金相当額の移換に係る説明について、確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、実施すること。
給付	○老齢給付等の裁定請求について、受給権者等から必要事項を記載した請求書に規約で定めた必要書類を添付の上、提出させること。
掛金	○財政再計算に伴う掛金等の変更について、確定給付企業年金法第6条又は第7条に基づき、規約変更の手続きを行うこと。
業務概況	○加入者に対する業務概況の周知について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条第1項に基づき、毎事業年度1回以上、全ての事項を周知すること。 ○受給権者等に対する業務概況の周知について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条第1項に基づき、今後の実施について検討すること。
資産運用	○年金給付等積立金の運用について、確定給付企業年金法施行令第45条及び確定給付企業年金法施行規則第83条に基づき、運用の基本方針を策定すること。
代議員 及び理事	○代議員及び理事の選出について、規約及び選出に係る規程に基づき、実施すること。 ○監事への文書の回付について、「企業年金基金監事監査規程要綱」に基づき、全ての文書の回付を実施すること。 ○監事監査の実施計画について、「企業年金基金監事監査規程要綱」に基づき、監事は毎事業年度当初に実施計画を立て、理事長に通知すること。
個人情報保護	○個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、個人データの取扱いに関する研修を実施すること。 ○個人データの取扱いについて、加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。 ○特定個人情報の取扱いに係る基本方針及び取扱規程を策定すること。